

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」
：月刊誌『新女苑』における山川菊栄と柳田
国男

関口, すみ子 / SEKIGUCHI, Sumiko

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

110

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

27

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

2012-11

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009265>

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」

——月刊誌『新女苑』における山川菊栄と柳田国男——

関 口 すみ子

女性運動家で社会主義者の山川菊栄（青山菊栄。一八九〇—一九八〇）と、民俗学者の柳田国男（一八七五—一九六二）は、一九四〇年（昭和十五年、皇紀二六〇〇年）九月七日、月刊誌『新女苑』（実業之日本社）の対談「主婦の歴史」で出会った（『新女苑』同年十一月号に掲載）。この四年半後、『新女苑』には、「特攻精神をはぐくむ者」と題する柳田の文章が掲載される（一九四五年三月号）。他方、山川菊栄は、対談を経て、年寄からの聞き取りにとりくみ、やがて、柳田の計画した「女性叢書」の一環として、『武家の女性』と『わが住む村』の二冊を上梓する（一九四三年）。とすると、対談「主婦の歴史」での両者の出会いは、いったいいかなる性質のものであったのだろうか。また、この出会いを経て、山川菊栄はどんな方向へ向かったといえるのであろうか。

1. はじめに——どこに問いを立てるべきか。

太平洋戦争の末期、『新女苑』には、「特攻精神をはぐくむ者」と題した柳田国男の短い文が掲載された（第九巻第

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」（関口）

三号、一九四五年三月)。

「特攻精神をはぐくむ者」とは、「母」のことである。柳田は、我が子ばかりでなく、「女性が今一段と心広く、よその家々の疎開学童の、勇士烈士となり得るだけの計画にもう少し参加するやうに」呼びかけた。つまり、「疎開学童」に「特攻精神をはぐくむ」計画に、地元の女性がもう少し参加してくれないかと呼びかけたのである。

親から引き離されている——失っている場合もある——「疎開学童」に(「母」がわりの女性が)「特攻精神をはぐくむ」とは、恐るべき発想である。さらに言えば、「疎開学童」と必ずしも利益が一致しない——できれば自分の子どもを守りたい(守りたかった)・厄介払いができる——ことも予想される地元の女性を、その任にあたらせようとは、よく練られた企みというほかはない。

こうした問題は、あの柳田国男がこんなことをするはずがないという思い込みに幾重にも守られて、問題として認識されることもなく、とりあげられることもなかった。『柳田國男全集』収録の同文⁽¹⁾には、『新女苑』第九卷第三号、昭和二〇年三月(『定本柳田国男集』に拠る)とある。「解題」によれば、同号に「掲載されていることになっているが、当該の号に見つけることができていない」、「掲載号が見つからない」ということである。「当該の号」には、「柳田国男」の「特攻精神をはぐくむ」がたしかに掲載されている、にもかかわらず、である。

したがって、問いは、この事実の有無をめぐってではなく、その先に立てる必要がある。

柳田のいう「母」とは、家の「主婦」にほかならない。とすると、山川との対談「主婦の歴史」は、こうした「母」、すなわち、非常時には「特攻精神をはぐくむ者」たるべき「母」と無関係であるといえるのだろうか(ないしは、如何なる関係にあるのか)。さらに、この問題は、柳田の先導で執筆・刊行された一連の「女性叢書」——山川菊栄の『武家の女性』(一九四三年三月)と『わが住む村』(同年十二月)も含まれる——と無関係であるといえるの

だろうか（ないしは、如何なる関係にあるのか）。最後に、はたして山川菊栄は、こうした問題に無自覚だったのであろうか（ないしは、どう考えて行動したのか）。

なお、山川の二作品に対しては、従来「民俗学」的成果という評価が一般的であり、管見の限りでは、別の見方、より具体的には、以上のような疑問は出されていない。

2. 対談会「主婦の歴史」のおかれた場所——『新女苑』一九四〇年二月号

『新女苑』（実業之日本社）は、『少女の友』（同）の若き主筆として一世を風靡した内山基^{もと}（一九〇三—一九八二）の先導で、一九三七年一月に創刊された月刊誌である。

「新女苑は若き女性の雑誌である」⁽³⁾が同誌の旗印であり、表紙絵は、小磯良平による若い女性である。創刊号には、『新衣装読本』（和装画中原淳一、洋装画松野一夫）という豪華附録が付けられた。『和装画』の中原淳一は、『少女の友』での起用により爆発人気が出て、熱烈なファンを持っていた。⁽⁴⁾『新女苑』創刊には、『少女の友』以来の読者を、知的で洗練された女性に育てたいという内山の個人的な思いが込められていたのである。

ところが、この『新女苑』に陸軍情報部の鈴木直三が介入し、内山を再三陸軍省へ呼びつけた。

陸軍情報部は、シベリア出兵時、新聞記事統制のために設置された「新聞班」（一九二〇年）を起源とする。ここに、一九三八年八月に配属されたのが鈴木である。翌九月、新聞班は「情報部」に格上げされた。初代部長は、「黙れ事件」で名が知れ渡った佐藤賢了である。同年三月三日、陸軍提出の国家総動員法を審議中の衆議院特別委員会、陸軍省の説明員である佐藤が、答弁中に「黙れ！」と委員側を怒鳴りつけたのである。⁽⁵⁾法案は、結局、三月一六日、

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」（関口）

政友会・民政党・社会大衆党の一致により、無修正で可決された。⁽⁶⁾ 情報部部長となった佐藤は、談話で、「今や我国は古今未曾有の事態に際して居る⁽⁷⁾」として、「軍民渾然一体」「軍民一如」を呼びかけた。鈴木庫三は、この下で、雑誌指導を担当する。(なお、一九四〇年二月の内閣「情報局」設置に伴って、陸軍情報部は陸軍「報道部」と改称される。)

鈴木は、事前検閲で、林美美子の「凍れる大地」(一九四〇年四月号)を「掲載不許可」とした。林が満州開拓民の生活に取材した小説であるが、「満州は悪魔の如く寒い」等の文が問題だとされたのである。内山の必死の説得により、結局、この文の削除を含む一連の措置をとることで、この件は落着いた。

だが、「三、四ヶ月たった或る日」、内山は、「興亜院という役所から、建設途上の中国を見てもらいたいという招待を受けた」。承諾すると、会社側が送別会を開いてくれ、そこへ鈴木も招かれたので、同席することになった。鈴木から、「編集者の中には、どうしても自分達の意図を理解してもらえない人々がいるのは残念だが、そうした編集者のいる出版社に対しては発行停止という処分もとることがある」と何気なく聞かされるにおよび、ついに、内山は、「志なかばにして」『新女苑』から身を引くことを決断した。そして、二ヶ月後中国から帰国すると同時に『新女苑』を辞めたのである。⁽⁸⁾

じつは、柳田と山川の対談会「主婦の歴史」が掲載されている一月号とは、『新女苑』は私にとっては昭和十五年十月号を限りに死んでしまった」と内山が言う、その翌月の号にはかならない。

より正確に言えば、『新女苑』は一〇、一一月号で目に見えて変身する。表紙絵の若い女性は、それまでは着物やドレス姿であったのが、まず、飛行服姿(一〇月号)となり、次に、紺緋^{かすり}の着物に赤い襷^{たすき}をかけて、姉さんかぶりを

した農民姿（二月号）になった。一〇月号では、グラビアで、「女性も斯く戦へり 東京第一陸軍造兵廠を見る」（東京・王子）と、女工たちが銃弾を製造している姿が写し出された。続いて（その二）が組まれ（十一月号）、「陸軍被服本廠」（東京・赤羽）を同じく岡田禎子が訪問した。一〇月号の本文には、内閣情報部長伊藤述史の寄稿「新体制と女性」が大きく掲載された。編集後記にMOTTOと署名されるのは一〇月号までで、十一月号からは署名そのものがなくなった。そして二月号の編集後記で、「尚、十月三十一日を以て内山基は『少女の友』主筆に専任し」と主筆の交代が告げられ、編集兼発行人の名が神山裕一に替わるのである。⁽⁹⁾

『新女苑』は、「時局」にふさわしく、陸軍情報部と内閣情報部の「指導」（権威を背後に持つてゐる暗示的強制）の下に変身し、再出発したのである。「不思議なことに、日本の殆どあらゆる雑誌の編輯後記が読者に向つて書かれるものでなく、情報局に向つて書かれるものになつてゐた。」とは、神山が、敗戦直後の編集後記で書いた言葉である。⁽¹¹⁾

一月号は、また、近衛新体制の下で、日独伊三国同盟の調印（九月二七日）を祝う号でもあった。開けると、まず、日独伊三国同盟締結を祝う写真が三枚つづく。「日独伊三国同盟」⁽¹²⁾、「条約調印なるの報をうけ祝盃をあげる歴史的シーン」⁽¹³⁾（見開き）、「ベルリンとの国際電話に耳を傾ける松岡外相」である。松岡の傍らには「スターマー独使節」の姿もある。

『新女苑』売りものの座談会——そこには、神近市子、宮本百合子、平塚らいてう、長谷川時雨、奥むめを、市川房枝、窪川稲子なども顔をみせていた——は、この号では、「日・独・伊三国同盟を繞りて——外交官の座談会」となっている。特集や寄稿には、「新体制」ものがこれでもかと並んでいる。「新体制下に於ける女子の体育」（文部省体育課長 小笠原道生）、「近衛新体制の目指すもの」（野村重臣）、「報徳経済と新体制」（上田辰之助）、「新体制下に

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」（関口）

私達の生活はどう変るか」(編輯局調査)、「新体制下の若い女性の動き」(若い女性の発言)などである。

また、いうまでもなく、十一月一日には、「紀元二六〇〇年」を祝う式典が挙行された。たとえば、『婦人之友』十一月号では、口絵が与謝野晶子の「皇紀二千六百年の秋」であり、「新体制生活図絵」も載せられている。⁽¹⁴⁾

対談会「主婦の歴史」(本誌七四頁⁽¹⁵⁾)は、『新女苑』十一月号の中段に置かれている。

山川は、『新女苑』に、一九三九年九月より評論「婦人の問題」を毎号連載している。この他にも、「昭和十四年度婦人界の回顧」(一九四〇年一月号附録『新女苑年鑑』所収)、「女子と大学教育」(同年四月号)、「事変満三年間の推移」事変は日本を斯く変へた」(同九月号)を寄稿している。ただし、座談会・対談には出ていない。つまり、本人が登場するのは、柳田との対談がはじめてである。

なお、山川は、『婦人公論』では、一九二九年から一九三四年まで毎号執筆、その後も断続的に寄稿しており、時には、座談会・対談にも出ている。一九四〇年の登場としては、随筆「湘南だより」を毎号連載、他に、寄稿「昭和十五年といふ年の意義」(二月号)、対談「新しき生活の方向」(有馬頼寧との対談)(二〇月号)がある。⁽¹⁶⁾

さて、柳田との対談はどのような経緯で実現したのであろうか。『新女苑』はなぜ、この対談を企画したのであろうか。あるいは、柳田が、対談の相手として山川菊栄を望んだのだろうか。そして、これらの答が何であれ、山川は、なぜ、この対談を引き受けたのであろうか。

対談で、山川は、柳田の『木綿以前のこと』を「たいへん面白いと思つて拝見致しました」というところから話を始めている。とすれば、そこで、著者に会って話を聞いてみたいと思つたのかも知れない。

だが、この時期、この人物からすれば、はたしてそれだけなのか、という疑問が浮かぶ。山川は、かつて若い頃、冷静な、戦略的な書き手として登場した。一九一八年、『太陽』『婦人公論』上で平塚らいてうと与謝野晶子の論戦が華々しく行われていた（母性保護論争）当時、二人の論戦に冷静に割って入ったのが山川である。すでにこの頃、必要なことは毅然として書くが、余分なことは一切書かない、意識的・戦略的な書き手であった。

つまり、「思想の洗練、円熟の域に達していることは驚異」（情報局第一部「最近に於ける婦人執筆者に関する調査」と目される山川菊栄が、「擬装の時局便乗」（同）でないとしたら、いったい何ゆえに、この号、この対談に出ているのか——それは、当然問われるべき問いである。

3. 対談会「主婦の歴史」で語られたこと

対談会は、冒頭で「記者」が、「今日は柳田先生から主婦の歴史についてお話を伺いたいと思ひます」と述べて始まる。つまり、柳田国男に主婦の歴史について話してもらうという企画であり、山川は柳田の話の引き出し役である。その役に忠実に、柳田の話に調子を合わせており、言葉遣いも「ごさいますね」ときわめて丁寧である。

会話の一部がゴチックになっており、そのほとんどが柳田の言葉である。つまり、柳田の話を読者に聞かせる（読ませる）のが、この企画の趣旨である。その一部をひろうと――

家は小家庭になりましたけれども、これで家族制度は崩壊しきつてはゐないのです。

さうして現代の主婦のなかで昔からの本家の主婦に該当する人は先づ以て覚醒しなければならぬ。
 （次男）三男などの家でも）個々独立した独自の主婦だといふ気持をもつべきだと思ひます。

「過去の主婦の労働として」一番大きいのは贅物の供給です。

（食物など）たつぷり物を供給して皆なの喜ぶ顔を見ようといふことが、恐らく家庭の主婦の喜びの一番主なのであつたらうと思ひます。

婦人といふものに二通りあつたといふことを考へなければならぬ。一つは主婦、刀自、もう一つは未完成品です。／主婦は完成品です。／だから花嫁学校よりは主婦学校をつくらなければならぬ。／花嫁には適するが、主婦には適しないといふのでは、どうも使へないのぢやないですか。

家と／＼の労働の一つの契約が出来てゐる。その時の印を果すのが結納です。／嫁を貰ふといふことは手間を貰ふ。つまり労力を貰ふという意味です。

しかし如何なる時代が来ようとも、家を守り、家を保存するといふ任務は女の手を抜ける筈はない。

家庭といふものが国家を組織してゐるといふことを本当に真から考へて呉れなければ新体制も駄目だろう。／女はどこまでも家を大事にして、いゝ子供を作つて先祖の祀りを絶さないやうにすることを第一条に置いて呉れなければ困る。

このように、柳田の話は、小家庭になつたけれども、家族制度は崩壊しきつてはおらず、その代わりに親類づきあいがあるのだ、というところから始まる。そして、「もとは本家の主婦といふものが支配してをつた」として、「本家の主婦に該当する人」の覚醒を求め、そうでない人も、それぞれ「主婦」としての自覚をもつべきだ（一家の御先祖になるのだから……）とする。その「主婦」（刀自）の主な仕事とは、昔から、着物の供給、食物のたつぷりとした供給であつたとする。そして、そもそも婦人とは、「主婦」か、その未完成品かのどちらかであつたとして、「花嫁学校よりは主婦学校をつくらなければならぬ」とする。「主婦」は、また、「先祖の祀り」をして、「家を守り、家

を保存する」のが仕事であるとする。さらに、「家庭といふものが国家を組織してゐる」ことを真に考慮しなければ、「新体制も駄目だろう」とまでいう。

こうした柳田の説——小家庭になつたが家族制度はなくなつてはいない、女は「主婦」(刀自)としての自覚を持つべきである、「主婦」の仕事とは、昔から、家族への着る物・食べる物の供給、御先祖を祀ることであつた——に山川は正面きつて反対してはいない。部分的には話が合うところさえある。だが、山川の関心は、具体的な人間(女)であり、その意味で実証的・実践的である。したがつて、柳田の曖昧な物言いとはかみ合わないところが少なくない。また、山川が水を向けても、柳田はのつてこず、基本的に自説の開陳に終始している。

にもかかわらず、この後、山川の振る舞いに明らかな変化がみられる。『新女苑』を中心に、両者の軌跡を追う。

4. その後の両者——柳田国男

「米の力」で『新女苑』(一九四〇年三月号)に登場した柳田国男は、山川菊栄との対談会「主婦の歴史」(同年一月号)の翌月には、瀬川清子との座談会「女の服装を語る——柳田国男氏を囲んで」(同年二月号)に出ている。山川、瀬川とも、のちに「女性叢書」に加わっているから、あるいは柳田には、この頃すでにその構想があつたのかもしれない。

座談会「女の服装を語る」は、女の国民服を制定する動きがある中で、そもそも(日本の)女の服とはどんなものであつたのかを柳田が語り、結論として、木綿に頼りきつてはいけなさと説くものである。発言の一部がゴチックに

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」(関口)

なっている点は、前回と同様である。

つまり、二つの対談は、柳田が山川と瀬川を相手に、前者では「主婦の歴史」、後者では「女の服装の歴史」を語ったことになる。(日本の)「主婦」(女の仕事)、「女の服装」がどうあるべきか、戦時下、その再定義が論議を呼んでいる中で、そもそもどうであったのかを訊くという企画である。

翌年には、坪田譲治との対談会「昔話と民俗」(一九四一年五月号)に出ている。ついで、新女苑文化講座での講演「たのしい生活」(同年六月号)が掲載されている。

「新女苑文化講座」とは、『新女苑』の読者を対象とする講演会で、同年三月末の三日間、東京・有楽町の会場に約七〇〇名の読者を集めて開催された。当日は実業之日本社社長の増田義彦の挨拶にはじまり、講演には、秋山謙蔵「日本歴史の理解の仕方」、平出英夫(海軍大佐)「最近の世界情勢」などもあり、三日間の講演会のトリが、「文化」とは何かと語りかける柳田の講演であった(『新女苑』一九四一年五月号)。六月の第二回の講演会には、鈴木庫三(陸軍中佐)「高度国防国家と家庭教育」、林美美子「青春と文学」などもあり、約一五〇〇名が参加した。⁽¹⁹⁾

柳田の寄稿は、その後、「無名の道徳」(一九四二年六月号)、「知識と判断と」(同年八月号)、「女の笑顔」(一九四三年六月号)と続く。さらに、二年弱おいて、「特攻精神をはぐくむ者」(『新女苑』一九四五年三月号)を寄稿するのである。

なお、『婦人公論』では、寄稿「大家族と小家族」(一九四〇年五月号)が事実上の初登場である。⁽²⁰⁾翌年正月からは、目新しい形式の連載をもった。読者からの質問に柳田が答える形の「女性生活史」(一九四一年一月号・九月号)である。冒頭、「学問は本来めい／＼の心の底の疑問から、出発すべきものだとなんとは信じて居る」と述べている。テーマは、(五)「家と結婚」、(八)「家と婚姻」、(九)「婚姻の方式」とつづく。さらに、企画「柳田国男氏に訊く

日本の家と教育」(秋山謙蔵・古屋綱武と。一九四二年八月号)に出て、昔は「母の地位は今よりもずっと高かったと思ふのです。」「近世以前の家庭は、(中略)不断は母の力が家をすっかり支配してゐたのです。」「母といふものの地位、主婦といふものの地位のみは遙かに今より高いものであつたらうと思ひます」と繰り返し、こうした母・主婦の高い地位にみあった教育の仕方があったのだと説いている。この頃から、短いながら再び連載をもった。「毎日の言葉」(一九四二年九月号〜一九四三年八月号)である。さらに、「婚姻の歴史」(一九四三年七月号)も寄稿している。

以上のように、柳田は、一九四〇年春、『婦人公論』と『新女苑』という二大高級婦人雑誌に登場してきた。「米の力」(『新女苑』一九四〇年三月号)と「大家族と小家族」(『婦人公論』同年五月号)がそれである。その後も断続的に登場して、「家」「家族」「婚姻」「主婦」「女の服装」、また、個々の「言葉」——総じて、自分たちの身の回りのことに歴史があるということを繰り返し論じた。

ちなみに、『少女の友』にも登場している。「郷土 柳田国男先生に訊く」(一九四二年一〇・十一月号)である。聞き手は内山基で、「日本のほんたうの力強さは農村にあつて都会にはありません。(中略)日本の真実の強さ、美しさをしつかり身につけてこの非常の時を戦ひ抜く為に、柳田国男先生に郷土といふ題でお話し願ひました」という一文が、「(下)」の冒頭に掲げられている。⁽²¹⁾内山の訊き方は、次のようなものである。「自分たちの住んでゐる周囲の中、都会的な利便ばかりがいいことのやうに考へることの間違ひ、そんなことをお話願へると仕合はせですが。⁽²²⁾」あるいはまた、「日本の女の人々はいへん低い位置で、苛められたいふ話をきいてをりましたが先生のお話を伺ふとさうでなしに日本の一番大事な、何といふか、心の母体、伝統の一番大事なものは女が受け継いで来てゐる。(中略)日本の女の人たちがそれほど重要な役目を十分に果して来た、訓練を立派にやつてゐたんだといふやうな話をもう少

したくさん願へれば……。」と請うている。最後に、「どんな勉強をしたらよろしいのでせうか。」という内山の問いに対して、柳田は、まず衣・食・住から入り、その後しだいに交易・交際・旅行などについて、「もとはかうだったといふこと」⁽²⁾を書かせたり、調べさせたりすることを助言した。

『婦人公論』と『新女苑』への柳田の登場は、一九四三年夏に止まった。「女の咲顔」(『新女苑』一九四三年六月号)と「毎日の言葉の終りに」(『婦人公論』一九四三年八月号)がそれである。さらに、それから二年弱たった頃、突如として「特攻精神をはぐくむ者」(『新女苑』一九四五年三月号)が現れるのである。

「特攻精神をはぐくむ者」は、柳田の『新女苑』『婦人公論』への登場が、たんに一個人、一民俗学者としてのそれではなく、なんらかの形で「計画」(「特攻精神をはぐくむ者」)に関係していることをうかがわせる。

5. その後の両者——山川菊栄

柳田国男と対照的に、山川菊栄の『新女苑』への登場は、対談の翌一二月号の「婦人の問題」(連載)をもって終わった。

なお、『婦人公論』でも、連載「湘南だより」は一九四〇年一月号までで、かわって翌月は、「昭和十五年といふ年の意義」(同年一二月号)を寄稿している。だが、一九四一年は、「統合婦人団体に望む 主婦と職業婦人の二系統」(五月号)、「女性臨戦手帖 訓練の欠乏」(一二月号)のみである。以後、登場はなく、『婦人公論』自体が、雑誌統合により一九四四年三月号をもって廃刊となる。

ちなみに、山川は、「女流評論家第一線を動員」と宣伝された、一九三五年九月からの『読売新聞』のコラム「女

の立場から」(朝刊婦人面、連日)に、岡本かの子・野上彌生子・富本一枝・神近市子・茅野雅子とともに毎週連載をもち(火曜日担当)、さらにその後も、「月曜寸評」欄、「女性春秋」欄と、ほぼ継続的に寄稿していたが、山川の寄稿は、「人口政策と女性」(一九四一年一月二十九日)を最後に、つまり、一月いっぱい終わっている。(ただし、「番紅花」名による「婦人随想」欄が、同年六月まで続けられる。)²⁶⁾

つまり、『新女苑』、『婦人公論』、そして『読売新聞』という名だたるメディアに「山川菊栄」が定期的に登場する(連載を持つ)のは、それぞれ、一九四〇年二月号、一九四〇年二月号、一九四一年一月末までである。『新女苑』と『婦人公論』が二月号までということは、一般的に言えば、一〇月末までは執筆したが、それ以降は書いていないということである。

これは何を意味するのだろうか。

弾圧や排除のために、山川が『新女苑』に登場できなくなった(あるいは『婦人公論』への登場がほぼなくなった)というのが、一つの見方である。

だが、「情報局」や「雑誌社」は、むしろ、山川菊栄を登場させたかったのである(「最近に於ける婦人執筆者に関する調査」一九四二年七月)²⁶⁾。婦人雑誌界の「高群逸枝」になって欲しかったと言ってもよい。高群は、一九四二年一月に創刊されることになる『日本婦人』(大日本婦人会機関誌)で、「御女帝の聖徳」(第一回)から始まる「日本女性史」を連載する。おそらく、「山川菊栄」が、二大婦人雑誌(『主婦之友』『婦人倶楽部』)等に登場して、「国民の半数」を占める「婦人層」(なかでも、「其の絶対多数」を占める「烏合の衆」(同調査)の「指導」にあたるということも、候補に上ったのではないかと思われる。

ところが山川は、「読者が二百万を突破する』『主婦之友』『婦人倶楽部』で連載するところか、自分の畑ともいえ

る『新女苑』からも撤退してしまい、二度と戻らなかった。

その意味で、逃がした魚は戻ってこず、「最近に於ける婦人執筆者に関する調査」でめざした計画は、中心部の一つで頓挫したともいえる。

『新女苑』の一九四〇年新年号附録は斬新な装丁の小冊子（『新女苑年鑑』）で、そこには、山川の「昭和拾四年度婦人界の回顧」も掲載されていた。対して翌年新年号の附録は『国民生活史』という小冊子で、白柳秀湖「原日本民族の拠点」、佐々井信太郎「家族制度と家庭経済」、高群逸枝「日本女性史」が収録されている。『少女の友』をつくる半分の努力は附録を考えることに費やされた。⁽²⁷⁾と内山が豪語するように、内山なき後の『新女苑』の附録は、芸がないというほかはない。高群の「日本女性史」を除けば、『新女苑』の読者の関心をひくとは思われない。山川菊栄がここに再登場してもよかったはずであるが、それは実現しなかったのである。

山川が自分の意志で『新女苑』等への登場を止めた（連載から降りた）とするならば、柳田との対談が掲載された『新女苑』一一月号を見た時に、引き際を悟ったのかもしれない。つまり、ここから先は、節を曲げずに登場することとできない（ないしは、不用意に登場したら思わぬ外観がつけられる）危険水域に入ったと判断したのではないだろうか。

なお、山川菊栄が「転向者群」の一人だとみなされていた理由⁽²⁸⁾は明らかではないが、夫・山川均が発表した「転向常習者の手記」と、夫婦で塾^{じゆく}の卵屋を開業したことを、そう解釈したのではないだろうか。

もっとも、「転向」か否か自体、山川の関心をそう引く問題であったとは思われない。

山川均は、社会大衆党が党大会（一九三五年一月）で、反対派を押し切って軍部との協力による「革新」路線に踏み切った年、早々と、「転向常習者の手記」を発表した。⁽²⁹⁾それはこう始まる。

三月の或る日の朝、例によって食事をしながら新聞をひろげて見ると、「論壇の雄、山川均氏第一線から退却、文筆生活を放棄してうずら屋に転向」という三段抜き大見出しの「とくだね」記事が目についた。

まもなく、『東日』（東京日日新聞）の「蝸牛の視角」欄にも、「労農派の総本山、山川均が今後左翼評論家を廃業して、鵜屋に転業するといふ」という件についての論評が出たという。

均は、およそ生物の感覚器というものは、その生物の生存のために発達するものようだから、蝸牛の「視角に何と映しても、人間がもともと異存を唱える理由のない代り、異存を唱える必要もない」としたうえで、「転向の前科」（転業の履歴）を「告白」する。そして、最後に、「どちらからどちらへ通り抜けても一向さしつかえない」、「こういう生まれつきのズルズルベッタリズムが、おそらくは私を転向常習者にしたのだろう。」と述べて終わる。

自分は「転向」云々に拘泥するつもりはない、見たい人にはそう見てもらっても一向に構わない、という姿勢である。これは夫のものであるが、均・菊栄夫婦の同士の性格・親密さからすれば、基本的な一致があったとしても不思議はないし、また、そう見られてもいた。

同じ年（一九三五年）、二人は、鎌倉郡村岡村（現在の神奈川県藤沢市）に借地を手に入れ、翌年にはうずらの飼育場と住居を新築して、「湘南うずら園」の経営に入った。

こうしたものを、「転向」声明とその実践であると、好意的に（勝手に）解釈したとしても、そう不思議ではない。

また、『新女苑年鑑』（一九四〇年新年号附録）の冒頭にある「現代百婦人録」⁽³⁰⁾には、山川菊栄の項に、本人の弁で、

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」（関口）

「大分前から近代、特に幕末から明治にかけての経済史に興味をもち、ぼつぼつ／＼読みにかゝつてゐます。もうすこし身体に余裕がほしい、できたら自分でも調べてみたいと考へてゐます。今はまだ一年生の気持で将来のこの仕事をたのしみにしてゐます。」とある。ここからすると、山川が柳田との対談に出て行つたのは、直接話を聞いてみたかつたからではないかと思われる。実際に会つてみて、柳田のとる姿勢に気づかなかつたはずはないが、ともかく、山川は、この対談の頃を最後に二大高級婦人雑誌から遠ざかり、自分でも調べてみるという方向へ向かつたのである。

さて、柳田の瀬川との座談会「女の服装を語る——柳田国男氏を囲んで」(『新女苑』一九四〇年二月号)では、最終部分にある柳田の以下の発言がゴチックになっている。

早く悪くなり易い木綿をあてにしてしまつて、木綿があればいい、木綿がなければ困る、木綿がスフになつたと悲しんでゐるやうな状態を改めなければならない。木綿以前に還る。

つまり、柳田の「木綿以前のこと」とは、「歴史」を語りながら、今、(女が)「木綿以前に還る」(のは当然のことだ)——そもそも昔からそうだったのだ、だから、泣き言を言つてはいけない——という主張と表裏一体なのである。いうなれば、歴史的「事実」の中に、現在(戦時)の政治・軍事的要求(女が負うべき負担・するべき仕事)が練り込まれてゐる。⁽³¹⁾

すなわち、「歴史」上の「事実」が、今、お上が下々(なかでも女)にさせたがつてゐることに符合する仕掛けになっている。「めい／＼の心の底の疑問」(『女性生活史』)に答える形で、「もとはかうだつたといふこと」(『少女の友』)を教えることによって、——いわば、身の回りのことを自分の頭で考える「民俗学」を通じて——(いやがつていた人間を)いつの間にかその気にさせてしまふ、人心操作の洗練された型であるといつたら、言い過ぎであらう。

か。いうなれば、人間（その主体性や信念体系）を「はぐくむ」のである。

歴史的事実、なかでも、口承・伝承の膨大なプールから取り出された「事実」が、今なすべき厳しい仕事の正当事由とされる。

じつは、山川との対談「主婦の歴史」でも、柳田は、「家は小家庭になりましたけれども、これで家族制度は崩壊しきつてはゐらないのです。」という自説を出す前に、冒頭でこれだけの前置きをしている。

新女苑の目的には合しないかも知れませぬけれども、私ははつきりと今までの経過を知るといふこと、それから将来どうして行くかといふ方針を立てることと二つに考へて、自分は歴史家の任務を守つて、これだけのことは正確に事実であると云ふことを考へさせる材料に供するだけにしてゐるのであります。

今、今後の方針を立てるにあたって、自分は、歴史家の任務として、これだけは確かであるといえることを、考える材料として提供するだけにとどめている——ただし、これだけは確かである、ことを認定・選別して、提供するのは、柳田自身ではあるが。

柳田のこうした姿勢が、もっとも無惨で、残酷な形で現れるのが、この四年半後、戦局の推移の果てに、柳田が、これだけのことは事実であると、考える材料を提供しながら、女に促した仕事である。

6. 「特攻精神をはぐくむ者」(『新女苑』一九四五年三月号)

『新女苑』(第九巻第三号、一九四五年三月)には、「特攻精神をはぐくむ者」と題する、柳田国男による短文が掲載されている。

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」(関口)

この頁は「(表紙の三)」とされており、頁数はない。全体で一頁の短いものであり、見開きの右側に置かれている。頁の上下には絵があり、上には戦開機、下には戦艦が描かれており、それぞれ、周辺には靈状のものが散らばっている。見開きの左側(口絵)には、「偵察用浮囊舟」と題した、「亀の子のやうな浮袋に身をゆだね、只一人敵地偵察の重き任務を帯びて河を進む」「工兵」「勇士」の姿が描かれている(本誌七四頁下)⁽³²⁾。これらが、「特攻」の「精神」と任務に関するものであることは疑いようがない。

なお、「特攻精神をはぐくむ者」(『柳田國男全集』所収)の「解題」では、「定本書誌」および『定本柳田國男集』第三一巻の「内容細目」によれば、三月発行の『新女苑』第九卷第三号に掲載されていることになっているが、当該の号に見つけることができていない⁽³³⁾。また、「掲載号が見つからないため、『定本柳田國男集』第三一巻に収録されたものを定本とした」と記されているが、当該の号には確かに掲載されている。

以下、「特攻精神をはぐくむ者」(『新女苑』)を検討する。

文章は、「特攻」を「勇士烈士」と形容するところから始まる。

勇士烈士は日本には連続して現はれて居る。特に多数の中から選り出されるのではなく、誰でも機に臨めば皆欣然として、身を捧げ義に殉ずるだけの覚悟をもつて居る。又さうで無ければ個人の伝記であつて、御国柄といふことは出来ぬであらう。

この第一段では、①「日本には」、「(特攻を)連続的に敢行できるだけの「勇士烈士」が現れている、②特に選ばれるのではなく、「誰でも」「皆」、「欣然として、身を捧げ義に殉ずるだけの覚悟」(「特攻精神」)をもっている、③また、そうでなければ、個人の英雄談に過ぎず、これが日本という国の特徴(「御国柄」)だということではできないで

あろう、という。

すなわち、まず、「日本には」、「欣然として、身を捧げ義に殉ずる」「勇士烈士」が陸続と登場しつつある、という「事実」をあげる。そして、これが日本の「御国柄」だといえるとする。

古い戦史を読んで見ても、小さい地域でならば死に絶えるほど人が討死をした例は幾らも有る。しかも其為に次の代の若者が、気弱くなつたといふ地方が無いのである。勇士烈士をして安んじて家を忘れ子孫を自分の如く育て上げるだけの力が、後に残った女性に在ることを信じて居たのである。今度はその證據を算へ切れないほど我々は見出して居る。

この第二段では、①古い戦史にも「小さい地域でならば死に絶えるほど人が討死をした例は幾らも有る」、②にもかかわらず、「其為に次の代の若者が、気弱くなつたといふ地方が無い」、③それは、「勇士烈士」たちが、「子孫を自分の如く育て上げるだけの力が、後に残った女性に在ることを信じて居た」からである、④「今度は」、「その證據を」、「算へ切れないほど」見いだせる、という。

すなわち、まず、①「古」、「小さい地域でならば」「死に絶えるほど人が討死をした例」は「幾らも有る」、②にもかかわらず、そのために「次の代の若者が、気弱くなつたといふ地方が無い」、という「事実」をあげる。③その理由は、男性が、「子孫を自分の如く育て上げるだけの力」が「後に残った女性」にあると信じていたからである、とする、④そして、今我々が目にしている事態こそ、「その證據」である、という。

謎めいた文である。——少なくとも、「我々」ではない人間にとつては。

①と②は、歴史的「事実」である。④は「今度」(今)のことである。③の「後に残った女性」とは、「古」の女性

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」(関口)

のはずである。だが、「今度はその證據を」「我々は見出して居る」のである。とすると、他の登場人物、「勇士烈士」「次の代の若者」も、「古」人にとどまるのだろうか。

理屈でいえば、歴史（古い戦史）の中から召還される男たち（勇士烈士）の信賴に、今、女たちは応えなければならぬ。今現在では、「今度」である。（古の）男たちは、女のそうした「力」を信じていたのだ。——悠久の「日本」の歴史・「古」以来の共同性（連続）を前提にすれば、こうなる。アナタも、「後に残った女性」の一人なのであり、キミも、「次の代の若者」の一人なのだ。

身近な例でいえば、（特攻に出た）「勇士烈士」とは、送り出した男たち、自分の夫や子どもであるようだ。「今度」は、「その「子孫」、「次の代の若者」を送り出す番である——「勇士烈士」は、「子孫を自分の如く育て上げるだけの力が、後に残った女性に在る」と信じていたのだから。

二つの話を重ね合わせて見えてくる——読めてくる——ものは、要するに、過去の人となったあの「勇士烈士」の信賴に、「後に残った女性」（＝自分）が応えて、その「子孫」「次の代の若者」を送り出す物語である。「死に絶えるほど人が討死をした例は幾らも有る」し、「その證據を算へ切れないほど我々は見出して居る」のだから。

以上のように、「古」と今とが、意図的に混同・混淆されている。換言すれば、「古」の「事実」をあげて、今、女たちがなすべき仕事に説得力を与える型が繰り返されている。

同時に、悠久の「日本」の歴史に呼応する、「地域」「地方」の歴史が語られている。

つまり、悠久の「日本」翼賛の論理の、女性版＝地域・地方版である。「女」が、「地方」が、「皇運を扶翼」し、「皇国」と運命を共にするのである。

かくして、「地方」に住む「女」が、「日本」の歴史に居場所を与えられる。——歴史の中に永遠に生きる（はずで

ある)。

なお、『定本 柳田國男集』⁽³⁴⁾では、「家を忘れしめ、」に、「信じて居た」は「信ぜしめて居た」になっている。また、「我々」(『新女苑』)は、「我我」(定本)になっており、さらに「我々」(全集)に戻っている。

女性の職分は戦時に入つて、内外に非常に増大した。その上に又苦悩は多い。それにも拘らず、もうこの次のものは用意せられて居るのである。深い感謝を寄せざるを得ない。

この第三段では、女性の「職分」が増大し、苦悩は多い、だが、それにもかかわらず、すでに次のものが用意されているという「事実」をあげ、それに、深い感謝を寄せざるを得ないという。

柳田は、女性の「職分」が、「戦時に入つて」「内外に非常に増大した」ことに理解を示す。たしかに、戦時に入つて女の仕事は増えた。夫・息子・孫をはじめ身内の男(男手)を戦場に送り出して、農作業を引き受けて、子供・老人・病人の面倒をみて、家事を片付ける。さらにその上、婦人会の仕事に駆け回る——目が回るほど忙しい。にもかかわらず、「もうこの次のものは用意せられて居る」ことに深い感謝を表す。

たゞし家々の事情は一様でなく、力の足らぬ者と余裕のまだ少し有る者が入りまじつて居る。之に均衡を与へるには、女性が今一段と心広く、よその家々の疎閑学童の、勇士烈士となり得るだけの計画にもう少し参加するやうにしたいと思ふ。母といふ国民の道徳は、斯ういふ時代に於てもなほ鍊磨せられる必要がある。

最後の第四段で、ある行動が示唆(提起)されている——ただし、家によっては「力の足らぬ者」もあるので、

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」(関口)

「之に均衡を与へる」ために、女性が今一段と心広くして、疎開学童が特攻兵士になれるようにする計画に、「もう少し参加するやうにしたいと思ふ」（もう少し参加してはもらえまいか）。問題となっているのは、「よその家々の疎開学童」だったのである。そして、こう言い添える——たしかに「よその家々の」子のことはあるが、「母」とは「国民の道德」なのであり、こういう時代においてもなお錬磨する必要があるのだ。

つまり、「母」の仕事をより広くとらえて——「母」を「国民の道德」と再定義して——、疎開学童に「特攻精神」をはぐくむ計画に、女性がもう少し参加してもらえないだろうか、と呼びかけているのである。

以上のように、柳田は、女性に、まず、「主婦」（刀目）という位置・役割を、伝統の中に探しあてて与えた。その際、たとえ、小家族であっても（「家族制度」はなくなつてはおらず）「主婦」であるとした。そして、最後に、女性の「職分」に、あと一仕事——「母といふ国民の道德」を錬磨するものを——つけ加えてはくれないだろうか、と呼びかけたのである。

一九四四年一〇月のレイテ沖海戦で、「特攻」（特別攻撃隊）の編成が、正式に海軍の戦術として採用された（神風特攻隊）。陸軍も採用し、以後、特攻が戦術として恒常化する。疎開学童に「特攻精神」をはぐくむ計画に女性が参加して欲しいという柳田の呼びかけは、この半年後のことである。

柳田のこうした姿勢・役割を、山川菊栄が理解できなかったとは考えにくい。この『新女苑』は、山川の目には触れなかったであろうか。

山川菊栄に関して言えば、そもそも、主筆交代後の『新女苑』をいつまで目にしていたか不明であり、さらに、山川一家は一九四五年三月に広島県芦品郡国府村へ疎開しているから、目にしていない可能性は大きいと言えよう。あるいはまた、敗戦後再刊された『婦人公論』（一九四六年四月号）の「再生の辞」で、長年の主筆嶋中雄作は、『東條軍閥内閣の企業整備は婦人雑誌を三種に限定した』と抗議する際に、「その頃少女文学雑誌の域を遠く出なかった『新女苑』と形容している。もし『婦人公論』の主筆にしてこの程度の認識しかなかったとすれば、『新女苑』は一般には手に入りにくくなっていったのかもしれない。

一九四四年二月の雑誌統廃合の際に「婦人雑誌」は三誌とされ、嶋中が憤るように、『婦人公論』（中央公論社）ではなく、『新女苑』（実業之日本社）が、『主婦之友』（主婦之友社）、『婦人倶楽部』（大日本雄弁会講談社）という、『読者が二百万を突破する』二大婦人雑誌と並んで存続を認められた。⁽³⁶⁾

したがって、これ以後は、『婦人雑誌』（月刊誌）の体裁をもった、多少とも文化・文藝的な女性向け読み物——なかでも、『主婦向け』そのものではない、読者に若い女性を想定した読み物——は、公式には『新女苑』だけとなる。翌年は、表紙と言いうるものもない、薄い冊子として六月号まで発行され続ける。単独飛行に入った一五ヶ月間（一九四四年四月号から翌年六月号まで）、なかでも一九四五年上半期に、たとえば「青少年義勇軍の寮母並に花嫁養成問題」（鈴木庫三）への対処⁽³⁷⁾などの他に、『新女苑』がどのように使われたのかは明らかではない。

7. 「柳田先生の思い出」（一九六三年六月）

一九六二年に柳田が没した際、山川は、『新女苑』での出会いについて、「柳田先生の思い出」⁽³⁸⁾と題する短文を残し

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」（関口）

ている。

ここで、対談が行われたのが九月七日であることが明らかにされている。

その日は七日——と頭にきざみつけられているのは、それが日本にとって運命的な日だったからです。ヒトラーの特使スターマーが、三国同盟を締結するため日本につく日で、『今ごろ下関にきたはずです』と『新女苑』の若い男の記者は暗い顔をし、それきりでしばらく誰も何もいいませんでした。

「日本の前途に対する何ともいえない暗い予感が、一見時局と無縁にみえるこの対談の席にもただよい」と続け、柳田先生は、戦争はいけない、戦争になると国際協力が必要な学問はだめだ。〔中略〕と、日本の前途と共に世界文化の運命をうれいておいででした。」という。

つまり、少なくとも山川は、この対談が三国同盟締結を祝う号に掲載されるなどとは予想していなかったことになる。主筆内山の辞任と『新女苑』の方針転換も、知らされていなかったのではないだろうか。もし、これらを承知の上で出たのではないとしたら、対談が掲載された号は意に反したはずである。「一見時局と無縁にみえるこの対談」とは、微妙ないいまわしである。

対談の内容については、次のようにいう。

「対談の中では持論の主婦の力、古代社会から、いろいろの法律や制度の移り変りの底にあって根強く残っている経済的、社会的な女性の實力を高く評価されました」が、として、その間に「ご自身の母君のこと」にたびたび言い及んだことを指摘し、柳田の「主婦の力」論が自分の母親を念頭に置いたものであることを示唆する。

そのうえで、次のようにいう。長文は区切って検討することにする。

① 実際地主旧家の伝統や環境は、そういう女性にそういう能力を発揮しよい条件を提供していたことは事実です。

② が、それは一般の女性の地位の低さを改める積極的な力とはならず、ともすればかえって保守勢力と結びつきやすいもので、

③ その点、女性の個人的、潜在的能力を認めることと、すべての女性にその機会が与えられるように政治的、社会的な改革が必要であるということとはひき放せないものだと思える私と、

④ そういう運動には消極的否定的な柳田先生とは一致しませんでした

⑤ が、封建以前、武士の支配以前から、その時代を通じて生きていた、あるいは神事や行事の中にその断続的な形をとどめる古代社会の習慣の意義の発見や考察には、十分興味をもつことができました。

つまり、山川はここで、柳田の「主婦の力」論には賛成できないと声明しているのである。

ごく一部には（いわば家父長的な制度の下で）そうした能力が発揮できる条件下にある女性もいたことは事実であるが、それは、女性一般の「地位の低さを改める積極的な力とはならず」、「かえって保守勢力と結びつきやすい」。私は、「女性の個人的、潜在的な能力を認めること」（いわば自由）と、「すべての女性にその機会が与えられるように政治的、社会的な改革が必要であるということ」（いわば平等）とは、「ひき放せないものだと思える」。（つまり、女性の要求を反映させた社会主義的改革によってこそ、個々の女性の能力も発揮されるという立場であると考えられる。）したがって、「そういう運動には消極的否定的な柳田先生とは一致しませんでした」とはいえ、古くからの「社会の習慣の意義の発見や考察には、十分興味をもつことができました」と。

さらに、「その後、何年かして」、柳田が「私たちの住居」にふらりと現れた時の様子を描き、柳田の計画した女性叢書に、「武家の女性」と「わが住む村」の二冊をわりあてられたことについて述べている。

柳田は、一連の「女性叢書」を計画し、自身の『小さき者の声』（一九四二年十一月）をはじめ、瀬川清子『海女記』（同年同月）、江馬三枝子『飛驒の女たち』（同年十二月）、山川菊栄『武家の女性』（一九四三年三月）、能田多代子『村の女性』（同年同月）、瀬川『販女』（同年同月）、江馬『白川村の大家族』（同年六月）、宮本常一『家郷の訓』（同年七月）、山川『わが住む村』（同年十二月）、宮本『村里に行く』（同年十二月）をはじめとする多数が、三國書房から続々と刊行された。⁽³⁹⁾ 山川の日記には「三國書房主人来訪、武家の女性執筆の約成る。九月一杯、二百字五百枚」⁽⁴⁰⁾（一九四二年八月二十五日）とあるから、成約後、約一ヶ月で原稿完成という速度である。

そのころ、女性叢書というのを計画され、その中に「武家の女性」と「わが住む村」の二冊を私にわりあてられ、困っていた折り柄、助かりましたが、それを機会に、改めて他の部落にも出かけて話を聞き集めたことも多い勉強になりました。「武家の女性」の方は多く母から聞いたことですが、いずれも材料の提供者は今いれば百歳をこえる人ばかり。話をきく最後の機会でした。

「困っていた折り柄」とは、一つには、原稿料を払ってくれるような有名雑誌から離れ、さらなる戦争激化の折り柄、助かりました、ということであろう。が、さらに、それを機会に、改めて他の部落へ出かけて話を聞き集めて「わが住む村」を書いた、そもそも「武家の女性」の多くは母から聞いたことだ——こうしたことを、話を聞くべき人々から最後の機会に聞くことができた、じつに意義あるものとして位置づけているのである。

『武家の女性』では、母や水戸の年寄からの聞き取りによって、母（千世）・祖母（きく）・曾祖母らの生活を再現

した。『わが住む村』では、「他の部落にも出かけて話を聞き集め」、村の人々（なかでも女たち）の幕末からの生活を再現した。

話を聞き集めて、人々の生活を再現するという柳田の手法に学びつつも、「家」「家族制度」「家族国家」の維持という、（時の権力者の）政治的必要に回収されるものではない。同時に、「皇国史観」や、さらに、戦う女王「天照大神」を冒頭に掲げた高群逸枝の「日本女性史」とも異なる道である。

つまり、山川は、「戦中」の時間——長引く戦争に引きずられた、いつ終わるとも知れぬモラトリウム——を無駄にせず、新しい道（聞き書きの手法を使った、女の歴史叙述。オーラル・ヒストリー）を拓いたのである。

8. 「女は働いている」

山川が表現しようとしたことは、「女は働いてきた」（過去）ばかりでなく、「女は働いている」（現在）である。

なかでも『わが住む村』は、自分の住む村（鎌倉郡村岡村）の年寄に取材するもので、そこで明らかになることは、その年寄までもが現役で働いているということである。その最後は、「戦時下の農村は「働いています」という句で終わる。

真夏のような炎天の下に、戦時下の農村は動いています、働いています。たれ一人として遊んでいる者はありません。十歳の子供から八十を越した老人まで。⁽⁴¹⁾

また、刊行された評論集のタイトルは、『女は働いてゐる』（育生社、一九四〇年一月）である。

こうした山川の姿勢に対しては、要するにこれは戦争を肯定し協力するものではないのか、という疑問が出されて

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」（関口）

いる。が、では、もし戦争協力（や「時局便乗」）でないとしたら、山川の姿勢とはいったい何なのだろうか。評論「男は戦ひ、女は働く」（『婦人公論』一九三七年二月号）、「戦時下の婦人問題を語る座談会」（『文芸春秋』一九三八年二月号）を検討し、その特徴を探る。

「男は戦ひ、女は働く」（『婦人公論』「女性月評」）では、出征した壮年男子の代用として女子労働が進行していることを採りあげ、それに伴って、女子教育の改善が課題となること、「男女同一賃銀」が検討課題となることを論じている。

すなわち、「事変の拡大に従って壮年男子の出征から各方面に手不足を来たし、女子労働がそれに代用されようとする傾向が強くなつて来てゐる。」／世界大戦の頃、新しく産業に動員された婦人は一千万人に達したといわれ、「非常時は、女子労働に対する偏見を許さなくなり、」婦人の職業的解放に賛成せざるをえなくなった、／日本の場合はまだそれほどまでではないが、事態はじりじりと進行している、／女性が男性に替わるとなると、女性の知的訓練が問われるが、「こゝに日本の女子教育の欠陥が暴露されることゝなつた、」／「日本の女子教育は、考へ直さねばならぬ多くの問題に直面してゐるのではあるまいか。」である。

また、「婦人労働の拡大に伴つて起るのは賃銀の差別の問題である。『同一労働、同一賃銀』の要求は、日本ではまだ現実の運動となつて一いなが、と前置きをして、同原則の内容と発展経緯を紹介している。

つまり、「事変の拡大」によって、「婦人労働の拡大」が日本でもようやく現実のものになってきた、そこから、女子教育の欠陥が暴露され、改革が必要になっている、また、賃銀の差別がやがて問題化し、「同一労働、同一賃銀」の要求が必要になるだろう、というものである。

さて、この論考に関しては、次のような批判がある⁽⁴²⁾。

そこでは、戦争に対する批判は書かれず、「中略」「男は戦ひ」という形で、男が戦うことということは「肯定」と受け取られかねない妥協・譲歩がある（大丸義一）⁽⁴³⁾

あるいはまた、『女は働いてゐる』に対しても次のような批判がある。

菊栄の日中戦争期の婦人論は「社会主義」抜きだった。原因は言論統制のために違いなく、彼女が一九四〇年一〇月に、それまでに新聞・雑誌などに発表した二六篇の短文を編集し刊行した『女は働いてゐる』と、管見に入ったこの期の他の著述の中に「社会主義」の語は一語もなく、「中略」この期の菊栄の婦人論は、戦争による男性労働者の不足を補うための、婦人の職場進出の意義・その奨励・その賛美の一面的強調に終始している。

（外崎光広）⁽⁴⁴⁾

何よりもまず、「戦争に対する批判は書かれず」（大丸）、「社会主義」の語は一語もなく（外崎）という理由をあげて批判することには同意がたい。この頃、「戦争に対する批判」、「社会主義」の語は、排除の格好の理由付けであったとみられるからである。

これが発表されたのと同じ一九三七年二月の末には、内務省警保局（図書課）が、出版関係者を集めた懇談会で、特定の執筆者（宮本百合子・戸坂潤七名）⁽⁴⁵⁾の原稿を掲載しないように内示した。宮本は、このあと一年半近く、発表の機会を奪われるのである。さらに、一九三八年五月には、「婦人雑誌ニ対スル取締方針」を出版社に示して、編集者・書き手一般に対する取締りを格段に強めた。

その上に、陸軍省が新聞班を情報部に格上げして、「軍民渾然一体」「軍民一如」を掲げて（佐藤賢了、一九三八年

九月、内地での「思想戦」に猛然と突入した。その結果、言論に介入する組織は乱立・増大し、内山基（『少女の友』主筆）の回想によれば、一九四〇年頃「私達編集者は雑誌を発行すると、忽ち、陸軍の報道部、内務省、警視庁、時には検事局、憲兵隊から呼び出されるのである。そして彼等から見て時局に合わない不都合な箇所を、係官からきびしい指摘を受けるのであった」⁽⁴⁷⁾。一九四〇年二月には、こうした動きを統括するために「情報局」が設置され、やがて、「時局は未曾有の国家総力戦下にあり、高度国防国家建設の急務の叫ばれる折柄」（情報局第一部「最近に於ける婦人執筆者に関する調査」一九四一年七月）、「社会組織に於ける不合理の状態の廃止を目指して社会を変革せんとするあの社会主義的態度」（同）は、すでに滅多に見られない希少品になっていたのである。

こうした状況下で、書き続けること自体が、慎重な判断を要するものであった。また、それを支えるだけの技術も必要だった。

山川は、「言論の自由のない中で危険を犯して書かせて頂くことは生活のささえになること以外でもありがたかった。それだけでできるだけ用心して当局の忌にふれないように書くのだが」⁽⁴⁸⁾と、後に述べている。

こうした山川を、「情報局」は、「偽装巧みと見做される迄に円熟してゐる」⁽⁴⁹⁾（最近に於ける婦人執筆者に関する調査）として、「偽装」か否かを注視していたのである。

山川は、また、言論統制の厳しい時代の時評投稿などについて、次のように語っていたという。

精一杯書く機会を失わないために、均ともどもに、検閲官にシッポをつかませないために駆使した、さまざまな言いまわしや反語、かけた言葉のあやは、それだけ苦労していても、ともすれば、何字伏字と文章の途中で消されもし、没にもされたその時代を体験していない人は、文字通りに読み、真意を誤解することがあるかもしれない⁽⁵⁰⁾せん

「時局」にふさわしい人間、批判者は「転向者」（とみなした人間）以外は世に出ることを許さない状況で、それでも書けるだけのものを書いたとみるべきであろう。相棒・山川均と共に「技術」に磨きをかけたのかもしれない。もちろん、書き物や発言が、本人の意図を越えることも、文脈上別の意味をもつことも避けがたいし、この点についてはさらなる検討が必要であるが。

さて、座談会では、山川は、どんな登場の仕方をしているのだろうか。

「戦時下の婦人問題を語る座談会」（『文芸春秋』一九三八年十一月号）で発言・強調している点の一部をひろくとまず、事変で急に女が変わったようにいわれる（非常に活動的・積極的になった）が、それは長い間の変化が事変で急に目につくようになったものである、このように非常の際に変化したものを平時でも抑えないようにしてもらいたい、「女の問題でも、今までいろ／＼持上げて働かせて、今度は女が引込んで居ろ」などと言うのだろうか、と述べている。

他方、谷川徹三が、江戸時代「以前はもつと女の権力はあつたのです」、「柳田国男さんなど頻りにさういふことを言つて居ますが、現代ほど女の働かない時代はないのださうです」、「柳田さんなどに言はせると日本の婦人が今日ほど働かない時代はないと言ふのです」と述べ、これに岡田植子が応じて、祖母の生活などを考えると、婦人問題というような観念は全然ないが強い、そもそも権利という必要がない、と述べると、山川は、それは、大部分とはいえず、非常に例外的ではないか、ときっぱりと反論している。

つまり、それほど口数の多くない山川が口をはさむところは、主に「女が働く」ことに関するものである。具体的

には、「非常時」だと女を「持上げて働かせて、今度は女が引込んで居ろ」というのは、やめてもらいたい、また、いわゆる「女の権力」とは、ごく一部の非常に例外的な女性に限られるものではないか、という主張である。以上のように、山川は、「女は働いている」と、今「働いている女」に身を置いているのである。

9. 大政翼賛会「婦人局」設置要求

「新体制」が唱えられ、近衛「新体制」の看板が掲げられると、「戦争に対する批判は書かれず」、「社会主義」の語は一語もなくばかりでなく、「新体制」に対する批判もない。そればかりではない。山川は、大政翼賛会に「婦人局」を設置する動きに注目し、支持したのである。

この問題で論陣を張ったのが高良富子であり、山川は設置に支持を表明した。このことは汚点とみなされているのか、従来、山川に関して積極的に語られることがない。だが、もし山川の「戦争協力」を問題にするならば、山川の「婦人局」設置要求が、大政「翼賛」なのか否かが問われなければならない。また、敗戦後つくられた労働省「少年婦人局」の初代局長を引き受けたことからしても、翼賛会「婦人局」設置問題への山川の対応が何を意味するのか——強者の「翼賛」ではないのか——を明らかにしておくことは重要である。

対談「新しき生活の方向」(『婦人公論』一九四〇年一〇月号)の相手は、近衛文麿の側近として「新体制」を唱え、「大政翼賛会」創立(一〇月)とともに事務総長に就任する有馬頼寧(よりやす)その人である。

山川がすでに「新体制下婦人の地位と役割」を発表し(『日本評論』一九四〇年九月臨時号)、次のように述べた上

で、論点を列挙していたためか、対談で有馬は、丁寧に、かつ、用心深く対応している。

昨今問題になっている政治の新体制、国民再組織ということが、真剣に男女の国民全体を包容し、その「下から盛り上げる力」を要求するならば、そして「政治に婦人の声を反映さす」という有馬伯の説明通りならば、女性を少しでも高く広い知識活動からしめ出して、狭い家庭的関心、個人的道德の圏内にとじ込めておいた在来の取扱いを改める必要を感じなければならぬ⁽⁵²⁾。

対談で山川は、新体制について、「婦人の声を反映させる機会」でもあるとしたうえで、まず、「婦人局」はつくるのか——「何か婦人局といふものができるといふことでございますか？」（二六〇頁）——と切り出している。それに、有馬が、「まだはつきり分らない」と応えると、つづいて、「今働いてゐる人達を、いろいろの役目につけるといふこともありませうけれど、それより今後女の方の教育を、どういふ風にして行つたらいいか」と女の教育について訊いている。

その際、婦人も国民一般として扱うべきである（「国民一般の中に当然婦人も含まれてをりますが、在来の習慣から見ますと、学生と申しますと、大学などにしても女を意味してゐない。」一六二頁）とした上で、現実の問題として、「多少特殊の扱ひとして、特に女を相手として方針を出して戴いた方が、一般の女の人にはピンと来る」、また、いろいろな下部組織に、なるべく男女共同の集会を持たせて女を入れた方がよい、何かの委員にしても、「一人でも二人でもいいから、女を入れて戴けると、ずっと全体としての女の気持が違つて来る」等の提案をしている。

これが、「新体制」「万民翼賛」の呼び声に呼応するものでないとしたら、いったい、何なのであろうか。

つまり、『日本評論』臨時号で寄稿が並んでいる、奥むめお（「新政治体制と婦人団体」）や市川房枝（「新体制下婦人の政治運動」）、なかでも、「婦人局」設置で論陣をはった高良富子と、どこが違うのだろうか。また、この

あと有馬は、『婦人之友』(一九四一年一月号)に「新体制運動と臣道実践」を寄稿するが、同号では座談会「家族精神を語る」⁽⁵³⁾がもたれるなど、「新体制」を機に発言する女性運動家は少なくないのである。

もし、山川が「新体制」の呼び声に応えて大政「翼賛」したのではないとしたら、両者の間、なかでも、同じ主張をしている高良との間に何らかの差がみられるはずである。そこで、高良と山川の「婦人局」設置の論理を比較する。一九四〇年二月一六日から三日間、大政翼賛会の臨時中央協力会議が開かれた。

「国民家族会議」とも呼ばれ、「一億の民に役がつく新体制」「国民全部が役を持つ新体制」という句も唱えられた⁽⁵⁴⁾が、女性で招かれたのは、高良富子一人であった。

高良は、婦人団体(大日本国防婦人会(国婦)、愛国婦人会(愛婦)、大日本聯合婦人会(聯婦)等)の乱立と混乱を憂えており、「新体制」樹立には婦人団体の統合が不可欠だと考えていた。

会議二日目、総会で演説に立った高良は、婦人団体の統合(解消)を訴え、同時に、「婦人局」の設置を提案した(「婦人翼賛組織に関する件」。議題六件のうちのの一つ)。これに対して、田中稔(大日本国防婦人会総務部長、陸軍中将)が討論に立って、統合(解消)を支持した。陸軍は、白い割烹着に襟姿で街頭に出て兵士を見送るなどの「国防婦人会」の活動を、一九三〇年代中頃から、事実上仕切っていたのである。国婦は軍部、愛婦は内務省、聯婦は文部省と、それぞれ繋がっていた。

夕方からは、四つの委員会に別れて、深夜まで突っ込んだ議論がされたが、「婦人団体の統合」問題は、第四委員会(思想文化)で討議された。

高良の演説と提案は、新聞で華々しく報道された。「唯一」の女性代表も起つ「婦人局の設置提唱」(「読売」)、「宛

ら「国民婦人常会」第二日 翼賛婦人局も安産の兆」「高良女史叫ぶ 同性団結せよ」(『東京朝日』)等の見出しである。⁽⁵⁵⁾ 吉岡弥生(大日本聯合婦人会長)は、婦人団体の統合は妥当だが、今ただちに団体を解消するのではなく、「まづ翼賛会の中に婦人局とでもいつた様なものを作ることが先決問題」という談話をよせた。⁽⁵⁶⁾

こうした動きに対して、有馬事務総長は、統合は何ら問題ではないが、婦人局の設置に関しては、婦人はこの程度の水準でしかないというなら別だが、国民全体の中で婦人だけを特別扱いする必要はない、と談話で応えた。新聞の見出しは、「翼賛運動 男女別なし 婦人局」などは無用」(『読売』)であった。⁽⁵⁷⁾

つまり、「新体制」とは、いわば白紙に戻しての出直しであり、これまで排除されてきた「転向者」や女性を受け入れる(少なくとも拒むものではない)が、さらに、女性差別の現実を認めて、特にその問題に取り組むというものではない、という答である。

さらに、「差別待遇せぬ為に「婦人局に反対と……」有馬さんの弁」という見出しを掲げた『東京朝日』によれば、有馬は、「前に山川菊栄さんに会った時に山川さんは女性はまだその程度まで行つてゐないから婦人局の必要があるといはれた、その意味でなら良いかも知れないが僕はあくまで男女同じ価値のもとして運動を進めたいと思つてゐる」と述べた。

これに対して、山川菊栄が、『読売新聞』婦人面のコラム「女性春秋」(二月二四日朝刊)で、「婦人局の問題」と題して、現に著しい差別がある以上、「婦人局」の設置は(婦人を動かす上にも)、「国全体の進歩と発展の上に」も現実的で便利な方法である(「便利か不便かといふ具体的な利害の問題」と論じたのである。

翼賛会における婦人局の問題について、有馬総長は、自分は男女の同価値を信ずるから、その必要はないと信ずると述べていられるが、この問題はさういふ抽象的な点にあるのではなく、現実には婦人と男子との間には著し

い差別があり、「中略」婦人を動かす上にも、特殊な方法が必要である今日、中央にさういふ機関のあつた方が、便利か不便かといふ具体的な利害の問題に帰着するのではなからうか。「中略」主婦として母としての勤労はもとより、農業がなれば以上女子労働によつて維持され、工業といひ鉱山業といひ、生産と文化のあらゆる部門に、婦人の働きがますます重要さをくはへてゐる今日、その声を聞き、その悩みを取り上げることが、国全体の進歩と発展の上に必要なことである。なるべく多くの婦人を各方向の機関にとり入れ、男子も婦人も一緒に意見を交換し、策を練る機会を多くすることが望ましい。

大政翼賛会に「婦人局」を設けるべきだという結論は、高良と同じである。

高良は、婦人団体の乱立と混乱は目に余るとして、婦人団体を統合して、翼賛会に婦人局を設置することにより、国が一元的に婦人を動かすことを提唱した。

これに対して山川は、「主婦として母としての勤労はもとより、農業がなれば以上女子労働によつて維持され、工業といひ鉱山業といひ、生産と文化のあらゆる部門に、婦人の働きがますます重要さをくはへてゐる今日」「婦人局を設置することにより、「その声を聞き、その悩みを取り上げる」ことが（国全体の進歩と発展の上に）必要だと論じたのである。

結論は同じでも、高良の目的は、国による婦人の動員の効率化にあり、山川の重心は、「その声を聞き、その悩みを取り上げる」、つまり、働く婦人の声を聞き、その状況の改善に道を拓くことにある。

ここには、かつて、無産政党設立にあたって「婦人の特殊要求」について（一九二五年）を発表し、ついで、設立された日本労働組合評議会（評議会）への女性たちによる「婦人部」設置要求——いうなれば、評議会「婦人部」設置要求——を支持し、論陣をはった山川菊栄がいるといつてよい。

10. 大日本婦人会

高良はつづいて、『婦人公論』（一九四一年二月号、「中央協力会議に出席して——婦人の反省と協力を祈る」）、及び、『婦人朝日』（同年同月号、「女性をして日本人たらしめよ」）で、詳しい報告と提案を行った。⁽⁵⁸⁾ その際、仄聞するところによると、『大日本婦人会』なる総合団体が出来て、之を大体に於て厚生省あたりに所轄監督させる」（『婦人公論』同号一〇五頁）という意向が政府でできているようだが、これでは会員かどうかで差別待遇が起けると指摘し、婦人の手による「婦人局」の設置が最善の策であると論じた。

この後、一九四一年四月冒頭、大政翼賛会で有馬を筆頭に中樞が一斉に辞任し、同時に、内閣が改造された。つまり、中樞が替わったのである。

翼賛会に婦人局を設置する案は日の目を見ることなく、婦人団体の統合問題は、国婦・愛婦・聯婦を統合して、新婦人団体（大日本婦人会）を設立することに決まった（六月一〇日閣議決定）。その際、「満二十歳未満の未婚の者を除く日本婦人」を以て会員とする、つまり、二十歳以上の「日本婦人」は全員加盟（但し既婚者は全員）と宣言された。徴兵制同様、動員から逃れる道を断つ方向である。

すでに山川はこの一年前、「婦人団体の統合」と題して、『女性春秋』（一九四〇年六月四日朝刊）で、統合は必然の成行であろうが、「天降りの機械的統合に終れば、在来各々の団体のもつてゐた特徴を失はせ、自主的な活動を麻痺させるだけの結果になつてしまふであらうから」、十分の用意をもってされたい、と論じていた。その際、そもそも「女子の高等教育や政治的活動を抑へて、本当に力ある社会的協力を望むのは無理な話である。女役人を作るため

でなく、婦人大衆の知的向上によりその社会的関心を高める点に目標をおき、氣永にその根を養ふのでなければ婦人団体の統合も、思ふやうな結果は得られないであらう。」と述べてもいた。

つまり、「天降りの機械的統合」ではなく、「自主的な活動」をはぐくむ——そのためには、前提として「女子の高等教育や政治的活動」を認める——のなければ、(制度を作る側の欲する) 目的も達成できないであろうと論じていたのである。

その上で、婦人団体の統合が現実化してくると、『婦人公論』の特集「統合婦人団体に望む」(一九四一年五月号)で、次の一文で始まる、以下のような提起をした(「主婦と職業婦人の二系統」)。

「議會で愛婦、国婦、聯婦の三婦人団体統合についての軍部の意見が明かにされて以来、是等の団体の統合は時間の問題にすぎなくなつてゐると思はれるが、實際はどんなものであらうか。」

おそらく、「大体今まで通り主婦をまとめたものとなるであらうが」、「新しい婦人団体は、この上、主婦の負担を加へる代りに、慰安と教養の機会を与へることを目標におくべきではなからうか」。そのためには、農繁期託児所や共同炊事、保険婦の活動の普及のほか、出産病氣等の各家庭での不時の必要に備える部落単位の手筈(派出婦、看護婦の周旋等)を、「婦人団体の下部組織としての隣組や部落の婦人部」の仕事の一つに算えておきたい。

他方、職能制による婦人の組織に関しては、「現在産報あり、女子労務者を多く擁してゐる会社工場で、全く女子の存在を無視している者が大部分であり、保護施設についての厚生省の指令の如きは殆んど省みられてゐない」状態であるから、「急速に女子を組織し、その指導かつ利益代表の任に当る女性を任命することによって、女子労務保護の実をあげることは〔中略〕さし迫つた必要であらう。」

さらに、女教員、女医、看護婦、女流芸術家等々の職業婦人は、「なるべく同種の業務に従事する男子と共同の団

体に組織された上で、なほ女性としての共通の問題について協力する必要上、性別的に連絡統制の機関をもつことが有利であらう。」「教育、賃銀、法律上の地位等広汎な女性の問題について検討し、その意見を代表するには、隣組式の日常の家庭生活を中心にした組織を単位とする婦人団体では不可能である。」「しかもそれら広汎な職業婦人の要求は家庭婦人の要求と表裏をなしてゐるもので、間接には育児や母性の利益をも代表してゐるのである。』

こうした「家庭婦人と職業婦人と、またこの二つの系統の婦人の活動を活発にし、その希望要求を理解し包容するために」、「政界の上層部に婦人のための特殊の機関が必要となつて来るのではあるまいか」。

つまり、山川は、婦人団体の統合へ軍部主導で動き出した（三月二六日閉会の第七六議会で、陸軍省田中隆吉兵務局長から、統合に向けて進むべきだという意見が表明された）こと、従来どおり「主婦」中心であることを指摘した上で、これを、①（すでに疲弊している主婦の動員をこれ以上増やすのではなく）各家庭の現実の必要に應えるような日常生活の組織化の機会とするとともに、さらに拡げて、②女子労働者の労働条件の改善の機会と、③職業婦人が意見を出せる機会を設ける方向へ道を拓き、④さらに、これらの活動を統合する「婦人のための特殊の機関」を「政界の上層部」に設置することを提起したのである。

山川の『婦人公論』への登場は、これで事実上終わっている。この後は、特集「女性臨戦手帖」（同年一二月号）で、「訓練の欠乏」と題された、「幸ひにもまだ内地が戦場となる禍に出あはないので」という出だしで始まる、日本の女性をもっと「教育訓練」する必要があるという短文があるのみである。「内地が戦場となる禍」に注意を喚起し、「教育訓練」する必要があると述べたのであろうか。

以上のように、「婦人局」の設置を含め、女性の労働参加・社会的訓練、教育の改善（女性の高等教育）、労働条件

の改善などが、言論統制下で山川菊栄が展開した（しえた）一貫した主張である。その延長上で、翼賛会「婦人局」の設置を支持した。

また、「昭和十四年度婦人界の回顧」（『新女苑』一九四〇年一月号附録『新女苑年鑑』）は、「明日の日本はさういふ有能な婦人指導者の輩出を待つてゐるのである。」と結ばれている。

こうしたことからすると、山川は、「国家総力戦」「国民精神総動員」のかけ声の下、女性の労働参加の拡大と旧体制（いわば「夫婦の別」「男女の別」）の切り崩し・社会全体の変化が進行し、そして、やがて戦後が到来した暁には、増大した働く女の力によって改革を進めるといふ見通し（希望）をもっていたのではないかと考えられる。

さらに、その後、戦争が終わるどころか、「新体制」「万民翼賛」のかけ声の果てに、太平洋戦争突入が宣言され、女子労働が極限的に進行していく有様を、『わが住む村』（一九四三年二月）で次のように描いている。

事変前、日本の農業における女子労働の割合は四割程度ということでしたが、今は、六、七割、あるいはそれ以上にも達してしましよう。もし日本の農業から女子労働をひきぬいたならば、農業は全く立ちゆかず、国民はたちまち飢えに脅かされることでしよう。いま私たちの口に入る米も麦も芋も野菜も、大部分、筒袖の破れ布子にはだして鎌を振り、重い車を曳く、あの多くは文字を知らぬお婆さんや、いろいろの持病をおしている中年のおばさんたちの手で作られたといつても過言ではないのです。⁽⁵⁹⁾

すでに山川は、『婦人公論』（一九四〇年二月号）掲載の「昭和十五年といふ年の意義」で、「女性の役割」の第一番目に農村で働く女性をあげていた。

食糧生産に当る農業の方面では、男子の労働力が戦争と軍需産業に吸収される度合に従ひ、女子の労働力が重きをなして、地方によつては、七八割まで、或は殆んど女子によつて農業が維持されてゐる所もある。まことに日

本の内地人口は半ば以上、女性の労苦によつて養はれてゐる有様である。

これを引き継いで『わが住む村』では、目の前の「働く女」たち——戦時下の村で働く年寄をはじめ——に共感し、その声と実態を明らかにする・明らかにしておくという姿勢をとっているのである。

その意味で、山川菊栄は、いつか来るはずの「戦後」をみすえていた。⁽⁶⁰⁾

- (1) 『柳田國男全集』（筑摩書房）第三一巻（二〇〇三年）、二二二頁。
- (2) 同上、七二二頁。
- (3) 『新女苑』巻頭第一頁に掲げられた標語の冒頭の言葉。内山基によるもので、毎号掲載された。
- (4) 『洋装画』の松野一夫も、連載『新女苑』ボーク『新女苑』一九三七年二月号〜一九三九年三月号で人気を博す。
- (5) 『東京朝日新聞』（一九三八年三月四日朝刊）。
- (6) 前坂俊之『太平洋戦争と新聞』（講談社、二〇〇七年）三四六〜三四八頁を参照。
- (7) 『文芸春秋』（一九三八年二月号）の新聞匿名月評・田村町人「陸軍情報部に望む」による。『東京朝日新聞』（一九三八年九月二日朝刊）では、「今や我国は前古未曾有の事変に際会して居る」。
- (8) 『新女苑挽歌（二）（三）』（内山基「編集者の想い出」〈モードエモード社、一九八三年〉所収）。
- 入江寿賀子『新女苑』考——一九三七年から四五年まで——（近代女性文化史研究会『戦争と女性雑誌——一九三一年〜一九四五年——』（ドメス出版、二〇〇一年）所収、佐藤卓己『言論統制——情報官・鈴木庫三と教育の国防国家』（中央公論新社、二〇〇四年）第五章5を参照。

佐藤前掲書（三五五頁）によれば、鈴木は、『新女苑』の記事を「青少年義勇軍の寮母道に花嫁養成問題」（鈴木日記 *Logbook*）⁽⁶¹⁾ 対処のために利用するつもりで、満拓（満州拓殖公社）の喜多一雄に働きかけて、林美美子の取材に便宜をはかっていた。

内山は、中国へ発つ際、社長の増田義一から「鈴木庫三に時々便りを出されたし」という電報を受け取った。だが、便りは出さなかった。なお、『新女苑』を辞める際に会社も辞めようとしたが、引き止められて、一九三一年六月号以来の『少女の友』の主筆は続け

ることになった。

(9) ちなみに、すでに九月号が奇妙であった。表紙等は通常どおりだが、開けると、「四人の顔」と題して、買っぱいに四人の顔写真がつづく(総理大臣近衛文磨・海軍大臣吉田善吾・外務大臣松岡洋右・陸軍大臣東條英機)。グラビア「回転するヨーロッパ」には、ヒットラーとムッソリーニが掲げられている。企画に「若き女性に新体制を語る——亀井貫一郎氏に訊く」があり、亀井の発言の一部がゴチックになっている(聞き手は内山慈)。

(10) 内閣情報局第一部「最近に於ける婦人執筆者に関する調査」によると、「指導とは權威を背後に持つてゐる暗示的強制」である。

(11) 『新女苑』(一九四五年一〇・一一月合併号)。

三鬼浩子「占領と女性雑誌——一九四五年から一九四九年——」(近代女性文化史研究会「占領下 女性と雑誌」(ドメス出版、二〇一〇年)所収)を参照。

(12) 来栖駐独大使、リッペントロップ独外相、チアノ伊外相のそれぞれの顔写真。

(13) 祝盃をあげる松岡外相ら。東條英機、駐日ドイツ大使も。

(14) 石月静恵「戦間期の女性運動」(東方出版、一九九六年)三六四頁を参照。

(15) 『新女苑』第四巻第一号(一九四〇年二月)。マイクロフィッシュ版・早稲田大学図書館蔵『精選近代文芸雑誌集「新女苑」』(雄松堂フィルム出版、二〇〇七年)。

(16) 中井良子「昭和戦前期『婦人公論』にみる山川菊栄」(前掲『戦争と女性雑誌——一九三一年〜一九四五年——』所収)を参照。

(17) 「木綿以前の事」(一九二四年)をはじめとする柳田の寄稿や講演を集めて、『木綿以前の事』(創元社、一九三九年五月)が刊行された。

(18) とともに、「記者」を入れて三人で話す形式のもの。

(19) 前掲入江寿賀子『「新女苑」考——一九三七年から四五年まで——』九五頁を参照。

(20) 一九二五年一〇月号に「妹の力」が掲載されたが、その後は途絶えていた。

(21) 前掲『柳田國男全集』第三〇巻(二〇〇三年)、六三二頁。

(22) 同、六二七頁。

(23) 同、六二九頁。

(24) 同、六四二頁。

(25) 外崎光広・岡部雅子『山川菊栄の航跡——「私の運動史」と著作目録』(ドメス出版、一九七九年)一六〇〜一六一頁を参照。な

お、「番紅花」とは、山川が一九一四年に翻訳を寄稿していた雑誌の名であるから、事情通には山川菊栄を示唆するものではある。

(26) 拙稿「内閣情報局による『婦人執筆者』の査定と山川菊栄——『最近に於ける婦人執筆者に関する調査』(一九四一年七月)——」
『法学志林』第一一〇巻第二号(二〇二二年一〇月)の「2. 山川菊栄の査定」を参照されたい。

(27) 前掲内山基「或るさしえ画家のこと」。

(28) 前掲内閣情報局第一部「最近に於ける婦人執筆者に関する調査」。

(29) 『経済往来』八月号で発表の後、加筆して随筆集「からす」(日本評論社、一九三五年)に所収。「山川均全集」(勁草書房、一九六六—二〇〇三年)第二三巻所収。

(30) 女性知識人(九八人)をリストアップし、一生年月日、二現住所、三出身学校、四現在の仕事にいたる動機・経歴・今後の方針などが挙げられている。「最近に於ける婦人執筆者に関する調査」(情報局第一部)はこれに似たところがあるから、ここからヒントを得て作成したのかもしれない。

(31) なお、スフと木綿という問題に関連して、山川菊栄は、新聞論評「近ごろの新聞を読んで」(『セルバン』一九四〇年三月号)で、「スフの問題、米の問題、炭の問題などは、真先に家庭や婦人間で取上げられねばならぬ問題だったが、その反対で、かえってスフの欠点を挙げたり、生活問題をうんぬんしたりすることは、まるで非愛国者の裏切りの行為であるかのようにいう、起用された婦人指導者の言説ばかりが幅をきかせていた。」と書いている。『新装増補 山川菊栄集 評論編』(岩波書店、二〇二二年)第六巻、二四三—二四四頁。

また、その数年前の山川「消費統制と婦人」(『改造』一九三七年二月号)にも、綿花(輸入額八億五千万円)の輸入制限が行われ、人々が木綿不足に苦しんでいる、「北支との貿易復活によって、綿花の輸入制限が幾分なりとも緩和されそうな報道が、婦人らによってせめてもの福音として迎えられるのも偶然ではない。」とある。同上、一七八—一八二頁。

こうした、女性が木綿を求めるのは当然であるという山川の姿勢は、『わが住む村』(一九四三年二月刊)でも貫かれている。女と着物、女と木綿の関わりを述べた章(「綿畑と狐のゆくえ」)で、「村の女は〔中略〕労働が激しい上に、数がなくて一つの物を着替ふのですから、もめんがなくては困ります。」とある。

(32) 『新女苑』第九巻第三号(一九四五年三月)。前掲『精選近代文芸雑誌集「新女苑」』。

(33) 前掲『柳田國男全集』第三一巻、七二頁。

(34) 『定本 柳田國男集』(筑摩書房、一九六八—一九七二年)第三二巻、四九七頁。

(35) 第二段同様、『定本 柳田國男集』では、「様でなく」は、「一様ではなく」になっている。

「主婦の歴史」と「特攻精神をめぐむ者」(関口)

(36) ちなみに、「少女の友」も存続を認められた。

なお、実業之日本社社長（創業者）の増田義一は、内閣情報部設立（一九三七年九月）の際、講談社社長（創業者）の野間清治とともに参与になっており（計一〇人、出版界からは二人）、ついで、日本印刷文化協会（出版印刷業界の統制機関の一つ）の発足（一九四一年一〇月）にあたっては、初代会長を務めている。

(37) 佐藤前掲書三五五頁を参照。

(38) 山川菊栄「柳田先生の思い出」、前掲「定本 柳田國男集」月報一五、一九六九年八月。

(39) この他に、今和次郎「暮らしと住居」、篠田よし枝「暮らしと衣服」、西角井正慶「村の遊び」、高藤武馬「万葉女人像」、森田多里「町の民俗」などがある。

(40) 前掲「新装増補 山川菊栄集 評論篇」別巻、「年譜」九四頁。

(41) 「山川菊栄集」(岩波書店、一九八一—一九八二年) 第一〇巻、三三六頁。

(42) 鈴木裕子「解説」。前掲「新装増補 山川菊栄集 評論篇」別巻一八四—一八五頁を参照。

(43) 犬丸義一「日本におけるマルクス主義婦人論の歩み——戦前編」(女性史総合研究会編「日本女性史」第五巻現代「東京大学出版会、一九八二年」、一八六頁)。

(44) 外崎光広「山川菊栄の日中戦争期婦人論」(「松山大学四〇周年記念論文集」(一九九〇年) 所収)。

(45) 宮本百合子「一九三七年十二月二十七日の警保局図書課のジャーナリストとの懇談会の結果」(「宮本百合子全集」(新日本出版社、一九七九—一九八六年) 第一四巻所収) を参照。

(46) なお、その間三宅花園(田辺龍子)の「蔽の聲」論を手がかりに書き進めた経緯を、現状に立ち向かう「勇氣の源」を求めて歴史に向かったと、のちに次のように書いている(「婦人と文学」「前がき」、一九四七年三月)。「日本の社会生活と文学とが日一日と窮屈で思つまる状態に追ひこまれていたその頃、大体近代の日本文学はどんな苦境とたたかいつづけて當時に到っていたのか、その努力、その矛盾の諸要因をつきとめたくなった。人生と文学とを愛すところに歴史をうらづけて、それを勇氣の源にしたかった。」(前掲「宮本百合子全集」第一二巻、二二四頁)。その成果が、「蔽の聲」このかた」として発表されるのは、一九三九年七月号の「改造」になる。

(47) 内山基「或るさしえ画家のこと」(前掲「編集者の思い出」所収)。

なかでも、中原淳一の画が「不健康だ」と、執拗な介入が繰り返されていた。たとえば、ある日、内務省の検閲官から呼び出されて行ってみると、中原の画を「少女の友」からやめて欲しいといわれた。「表向きは懇談のような形をとっているが、止めなければ雑誌

の発行を停止しかなないような威かくを言外にかくしている」もので、「事実彼等はそれだけの権力を持っていた」という。

結局、中原自身が、事実上「少女の友」専属の状態から飛び出したいと考えて、内山に引き止められながら一九四〇年六月号を最後に去っていった。ただし、後で望んでも復婚はできなかった。つまり、こうした形で中原を事実上切りながら「少女の友」は生き延びたといえるであろう。内山は、敗戦（一九四五年九月号）まで主筆を務めた。

(48) 山川菊栄『二十世紀を歩む』（大和書房、一九七八年）、一七二頁。

(49) 前掲拙稿「内閣情報局による『婦人執筆者』の査定と山川菊栄——『最近に於ける婦人執筆者に関する調査』（一九四一年七月）——」の「2. 山川菊栄の査定」を参照。

(50) 岡部雅子『山川菊栄と過ごして』（ドメス出版、二〇〇八年）、一〇二頁。

(51) なお、山川は、女の服装に関しても、非常時でようやく始まった改善に対して平時に揺り戻しが起こるだろうという懸念を表明している。「非常時用として一枚のモンペを新調して義理が済んだつもりであるとすれば、（中略）他日平和が復活し、非常時気分が解消するにつれて、再び元の木阿弥となり、一般には昔ながらの非能率的な和服と一部には金持の物真似としての流行本位の洋装とが支配するに留まるであろう。また、「新しい社会進化的段階に歩調を合わせた生活様式の改善が必要」であるとしている。「将来の衣服と住宅」（『婦人公論』一九三七年一月号）。「女が働く」ということを軸に「社会進化」を構想していたものと考えられる。

(52) 前掲『新装増補 山川菊栄集 評論篇』第六巻、二五二頁。

(53) 石月前掲書三六四頁を参照。

(54) 会議一日目の各部長からの報告中で言われた句。高良富子「中央協力会議に出席して——婦人の反省と協力を祈る」（『婦人公論』一九四一年二月号）、一〇四頁。

(55) 『読売新聞』（一九四〇年二月一日夕刊（一七日発行））は、「唯一の女性代表も起つ」「婦人局の設置提唱」等の見出しで、「議員の紅一点たる各界代表の高良女史は第二日の質問第一陣に立ち日本婦人の特殊性を発揮するため婦人翼賛体制の確立に堂々の論陣をはり（以下略）」と伝えた。

「よもうり直言」（同上）は、高良を支持した。「一億の家族会議、真剣にしてしかも明朗な雰囲気の中に、けふ二日目を迎ふ。／（中略）／婦人側の声として、嘗て情動に婦人局創設の要請ありしが如く、翼賛会に婦人部創設の要請あり。／男の声ばかりでなく、婦人の声にも耳を傾けよ。」

(56) 『読売新聞』（二月一八日朝刊）。

(57) 同上。

「主婦の歴史」と「特攻精神をはぐくむ者」（関口）

(58) 前掲拙稿「内閣情報局による『婦人執筆者』の査定と山川菊栄——『最近に於ける婦人執筆者に関する調査』(一九四一年七月)——」を参照されたい。

(59) 前掲『山川菊栄集』第二〇巻、三三三頁。

(60) 敗戦後再刊された『婦人公論』(一九四六年四月号、再生第一号)で、山川菊栄は、「解放の黎明に立ちて——歴史的総選挙と婦人参政権——」と題して、「一九四六年三月三十一日、日本では初めて婦人の参加する総選挙が実施される」という一文で始まる表明をした。その中で(三二頁)、女性の「棄権率の高いことが専ら問題とされ、市川房枝氏の如きはこれを持出してまで投票させよ、投票したことによって政治的興味をよび起されるであらうかと主張する」と取り上げ、「しかし私は婦人の政治教育は、まづ自主的行動、自分の責任による行動への要求から出発すべきだと考へる。(中略)まづ第一にその心理的隷属から解放し、自分の目で、自分の頭で物を考へ自分の足で歩く練習が必要である」として、「投票は自由意思によつて行はれるところに意義がある。(中略)投票は目的でなくて手段である。窮極の目的が解放にあるとするならば、まづ婦人の自由意思を育て、独立の批判を養ふことに手がつけられねばならぬ」と論じた。前掲『新装増補 山川菊栄集 評論篇』第七巻、三四頁。

つまり、山川は、この時期の日本の女性抑圧の特徴を、「自由意思」を奪うもの(「心理的隷属」とみていたのであり、選挙権の行使を、「持出し」(動員)ではなく、「自由意思」の発現、「自主的行動、自分の責任による行動」の第一歩ととらえてこそ、意味がある(「解放の黎明」と表明したのである)。

また、一九四七年八月、初代の労働省「婦人少年局長」への就任が決まった山川は、次のように語ったという。「厚生省の統計では女子人口の三分の一が職業をもち、農業や工業に婦人が多く働いていることはわかっているが、その人々がどんな考えをもっているのかなどは少しも判らない、だからまず國家の金と官僚の組織を使つて私は日本の婦人というものをレントゲンにかけ、実体をくまなく調べあげてみたい、健康—教養—生活—この結果を公表して全体の自覚を促し手をうつて行きたい」(『読売新聞』一九四七年八月三〇日朝刊)。

女性(当事者)の声を聞き、それを糸口として働く女性の実態をつかむ、その上で為すべきことを提起するという山川の姿勢は、この約二十年前に、女工や無産運動に関わる女性たちと交わって、「婦人の特殊要求」について(一九二五年)を発表し、評議会婦人部設置要求を支持して以来貫かれている。

なお、第一五回バークシャー女性史会議(Berkshire Conference on the History of Women)におけるペネル20、および、スミス・カレッジにおけるワークショップ「近代日本の女性のアクティヴィズムを歴史化する」(ともに二〇一一年六月)において、山川

菊栄と戦後の女性参政権についてのエリッサ・フェイソン (Elyssa Faison) の報告——戦前、社会主義者として参政権に相対的に距離をとっていた山川菊栄が、一九四七年の総選挙を目前に「解放の夜明けに立っている」と称えたのは何故か——を聴く機会を得た。(拙稿「第一五回 パークシャー女性史会議参加記」、総合女性史研究会『総合女性史研究』第二九号(二〇二二年三月)を参照。) 山川菊栄を読み直すきっかけを与えてくれたことを感謝したい。



柳川 國男

談話会

主婦の歴史



山田 國男

（左側の文章）

（右側の文章）



（この挿絵は、本誌の編集者である山田國男氏の作品である。この挿絵は、本誌の編集者である山田國男氏の作品である。）

時政新聞をはくむ者

山田 國男

（本文の文章）